

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 住友信託銀行株式会社  
代表者名 取締役社長 常陰 均  
(コード番号 8403 東証第一部・大証第一部)  
問合せ先 総務部長 宮本 高宏  
(TEL . 03 - 3286 - 1111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 138 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1 . 定款変更の目的

- (1) 平成 19 年 9 月 30 日に「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)が施行され「証券取引法」が「金融商品取引法」に改組されたこと、および平成 20 年 1 月 4 日に「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成 14 年法律第 65 号)が施行され「社債等登録法」が廃止されたことに伴い、現行定款第 2 条の変更を行うものであります。
- (2) 金融機関の使命である円滑な資金供給を行いつつ、持続的成長を実現していくためには、質・量の両面において十分な自己資本を維持していく必要があります。金融環境の変化に柔軟に対応し、最適な資本政策の選択肢を確保する観点から、優先株式に係る条文を新設し、当該各株式に関する関連条文の整備を行うものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条(株券の発行)、第 8 条第 2 項(単元未満株券の不発行)および第 9 条における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これらを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

##### 2 . 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信託業務</p> <p>(2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引</p> <p>(3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他<u>証券取引法</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(5) <u>担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 信託業務</p> <p>(2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引</p> <p>(3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務</p> <p>(4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他<u>金融商品取引法</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(5) <u>担保付社債信託法その他の法律</u>により銀行または信託会社が営むことができる業務</p> <p>(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30億株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,400,000,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。<u>ただし、第1回ないし第4回第二種優先株式(以下併せて「第二種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第三種優先株式(以下併せて「第三種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第四種</u></p>

現行定款	変更案																										
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2.当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売</p>	<p><u>優先株式(以下併せて「第四種優先株式」といい、第二種優先株式および第三種優先株式と併せて「優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>普通株式</td> <td>3,000,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第二種優先株式</td> <td>200,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第三種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第1回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第3回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回第四種優先株式</td> <td>100,000,000株</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p>	普通株式	3,000,000,000株	第1回第二種優先株式	200,000,000株	第2回第二種優先株式	200,000,000株	第3回第二種優先株式	200,000,000株	第4回第二種優先株式	200,000,000株	第1回第三種優先株式	100,000,000株	第2回第三種優先株式	100,000,000株	第3回第三種優先株式	100,000,000株	第4回第三種優先株式	100,000,000株	第1回第四種優先株式	100,000,000株	第2回第四種優先株式	100,000,000株	第3回第四種優先株式	100,000,000株	第4回第四種優先株式	100,000,000株
普通株式	3,000,000,000株																										
第1回第二種優先株式	200,000,000株																										
第2回第二種優先株式	200,000,000株																										
第3回第二種優先株式	200,000,000株																										
第4回第二種優先株式	200,000,000株																										
第1回第三種優先株式	100,000,000株																										
第2回第三種優先株式	100,000,000株																										
第3回第三種優先株式	100,000,000株																										
第4回第三種優先株式	100,000,000株																										
第1回第四種優先株式	100,000,000株																										
第2回第四種優先株式	100,000,000株																										
第3回第四種優先株式	100,000,000株																										
第4回第四種優先株式	100,000,000株																										

現行定款	変更案
<p>り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第2章の2 <u>優先株式</u></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第10条 <u>当社は、第30条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。)を行う。ただし、優先配当金の支払の直前事業年度中に第10条の2に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p> <p><u>各種類の第二種優先株式</u></p> <p><u>1株につき年150円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第三種優先株式</u></p> <p><u>1株につき年100円を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第四種優先株式</u></p> <p><u>1株につき年100円を上限としてその</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p> <p><u>(優先中間配当金)</u></p> <p><u>第10条の2 当社は、第30条第2項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p><u>2. 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第10条の4 当社は、各種類の第二種優先株式および各種類の第三種優先株式については、その発行に際して取締役会の決議で定</u></p>

現行定款	変更案
	<p>める日以降、当該決議で定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる取得価額の金銭の交付と引換えに、その発行後に当社が取締役会の決議で別に定める日に、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>2. 前項に基づき一部取得をするときは、抽選または按分比例の方法により行う。</p> <p>(議決権)</p> <p>第 10 条の 5 <u>優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは当該株主総会より、その旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該株主総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</u></p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第 10 条の 6 <u>当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p>2. <u>当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>3. <u>当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第 10 条の 7 <u>各種類の第三種優先株式または各種類の第四種優先株式を有する優先株主</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p>第10条の8 当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第三種優先株式および各種類の第四種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</p> <p>2. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社</p>



現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p><u>(優先順位)</u>  <u>第10条の9 各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p><u>(除斥期間)</u>  <u>第10条の10 第32条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u>  <u>第16条の2 第12条第2項、第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u>  <u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>  <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>